

令和7年度ふくしまイエローグリーンキャンペーン事業 業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「令和7年度ふくしまイエローグリーンキャンペーン事業」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

たばこの煙は、喫煙者本人だけではなく、受動喫煙のような短期間かつ少量の取り込みによっても様々な健康被害が生じるとともに、がんや循環器疾患などの様々な生活習慣病のリスク因子であることから、喫煙は全国に誇れる健康長寿県を目指す本県にとって喫煙の課題となっている。

そのため、受動喫煙をしたくない・させたくない気持ちを表す色である「イエローグリーンリボン」を周知し、併せて、川柳コンテストや県民が楽しみながら参加できるイベントを通じて、たばこの健康影響について普及啓発を図ることで、県内の受動喫煙対策を推進する。

3 委託業務内容等

（1）キャンペーン開催業務

受注者は、「応援！禁煙川柳コンテスト」の開催及びたばこに関心のない県民や喫煙者も楽しみながらたばこの健康影響について学び考える機会となるようなイベントを開催する。

ア 開催時期：令和7年7月中旬から令和7年9月中旬（予定）

イ 対象者：福島県民

ウ 参加方法：郵送及びWEB応募

エ その他：詳細な事項については、発注者と協議の上、決定する。

（2）キャンペーン運営業務

受注者は、キャンペーン事業を円滑に遂行するために以下の業務を行うこと。

ア 事務局業務

運営業務全般に関すること。

- ・電話対応、キャンペーン実施要領等の作成
- ・たばこの健康影響について考える機会となるようなイベントの開催
- ・川柳の募集、集計作業及びデータ入力

- ・川柳の審査委員の手配、審査会の開催
- ・表彰式の運営
- ・受賞者への景品手配及び発送作業
- ・受賞作品及び表彰式の結果の広報 等
- イ キャンペーンサイト運営
 - ・キャンペーンサイト（ホームページ）の構築、運営
 - ・WEB 応募フォームの作成・管理業務 等
- ウ その他
 - 事業を円滑に遂行するために必要な業務

（３）キャンペーン広報活動

受注者は、県民のキャンペーン参加を促すため、各種媒体を通じて、多くの県民が情報収集可能な方法によりキャンペーンの広報活動を実施すること。

ア チラシ等の作成

事業周知のための啓発資材としてチラシ等を作成することとし、デザインについては、県民への遡及効果が高い内容を提案すること。

また、県民が多く利用するような場所に資材を送付し、キャンペーン周知を図ること。

イ ホームページ及び SNS による発信

キャンペーンの周知、イベントの参加や川柳の応募につながるような内容とすること。

ウ その他

上記ア、イで作成する資材については、作成前に県の確認を得ること。

また、各種資材については、電子データでも納品すること。

各種資材の印刷費、デザイン制作費、作成した資材の送付や設置に要する経費についても、業務委託料に含むものとする。

（４）留意事項

提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意したうえで、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むこと。

ア 受託事業の運営業務について

- ・受託事業運営のための運営体制を明確にすること。
- ・準備から実施までのスケジュールの調整等、すべての運営業務を行うこと。
- ・必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。

イ 著作権について

- ・委託事業の実施に伴う著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- ・印刷物、動画等に使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

ウ 受託事業終了後の業務

- ・実績報告書等を作成の上、令和８年３月３１日までに２部提出すること。
- ・実績報告書には、参加者数等の事業効果が分かる書類を添付すること。

4 目的物（成果品）の納入場所

福島県保健福祉部健康づくり推進課

5 その他

- （１）受託者は、委託契約書に及び仕様書に基づき、常に、県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- （２）本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。